

令和7年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率等の算定結果について（速報）

令和8年9月29日
市町振興課（2213）

県内市町における令和7年度決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）による健全化判断比率等を公表します。

1 令和7年度 県内市町健全化判断比率等の概要

（1）一般会計等の健全化判断比率

一般会計等の健全化判断比率は、すべての市町において早期健全化基準を下回りました。

指 標	意 味	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	該当なし	11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字額等の標準財政規模に対する比率	該当なし	16.25～20%	30%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	平均 7.9%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率	平均 27.1%	350%	—

※平均値はすべて単純平均による

（2）公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計の資金不足比率は、県内市町等のすべての会計において資金不足額がなく、算定される比率はありませんでした。

※ 資金不足比率：公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
経営健全化基準は 20%

2 各市町詳細

各市町の健全化判断比率

各市町の指標算定結果は以下のとおりです。

[健全化判断比率の状況]

※平均値はすべて単純平均による。

市町名	実質公債費比率(%) [3ヶ年平均]			将来負担比率(%)		
	R6年度 決算	R7年度 決算	増 減	R6年度 決算	R7年度 決算	増 減
松山市	7.6	7.1	△ 0.5	22.1	23.7	1.6
今治市	8.0	7.6	△ 0.4	—	—	—
宇和島市	5.6	5.0	△ 0.6	—	—	—
八幡浜市	10.4	10.6	0.2	33.8	38.4	4.6
新居浜市	3.1	3.3	0.2	—	—	—
西条市	8.0	7.6	△ 0.4	43.2	38.7	△ 4.5
大洲市	8.3	7.9	△ 0.4	35.4	53.1	17.7
伊予市	5.6	5.9	0.3	23.6	27.4	3.8
四国中央市	8.2	7.5	△ 0.7	43.9	42.6	△ 1.3
西予市	12.9	12.9	0.0	77.0	70.7	△ 6.3
東温市	10.0	9.7	△ 0.3	15.1	28.6	13.5
上島町	14.4	14.0	△ 0.4	36.5	35.9	△ 0.6
久万高原町	10.4	10.2	△ 0.2	—	—	—
松前町	9.8	9.6	△ 0.2	71.3	69.3	△ 2.0
砥部町	4.7	4.9	0.2	54.1	59.4	5.3
内子町	2.8	3.0	0.2	—	—	—
伊方町	6.8	6.8	0.0	—	—	—
松野町	7.5	7.6	0.1	26.9	51.3	24.4
鬼北町	7.4	7.8	0.4	2.0	3.1	1.1
愛南町	10.0	9.4	△ 0.6	—	—	—
平 均	8.1	7.9	△ 0.2	24.2	27.1	2.9

※将来負担比率が算定されない市町は「—」で表示(充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定の分子がマイナスとなるため。)。また、平均はゼロとして積算している。

① 実質赤字比率・連結実質赤字比率

- 全市町が黒字のため、該当はありませんでした。

② 実質公債費比率

- 地方財政法の規定により起債にあたり許可が必要となる 18%以上の市町はありませんでした。
- 早期健全化基準である 25%以上の市町はありませんでした。
- 実質公債費比率の主な改善の要因(下記の要因は全ての市町には当てはまりません。)
 - ・ 地方債(合併特例債及び過疎対策事業債等)の償還終了による元利償還金の減少等

③ 将来負担比率

- 早期健全化基準である 350%以上の市町はありませんでした。
- 将来負担比率の主な悪化の要因(下記の要因は全ての市町には当てはまりません。)
 - ・ 地方債(過疎対策事業債等)の発行による現在高の増加
 - ・ 財政調整基金等の取り崩しによる充当可能基金の減少等

3 参考：財政健全化法とは

(1) 財政健全化法の概要

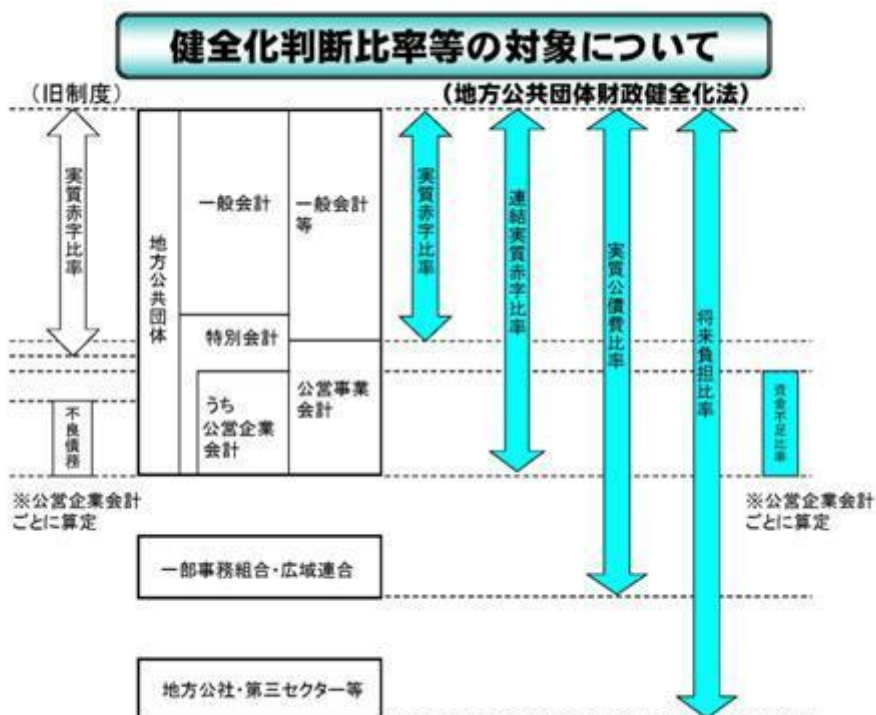
平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が確立されました。財政健全化法では、従来の地方財政再建促進特別措置法が、財政の早期是正機能、情報の開示、会計の連結による評価等の仕組みを持っていなかったことなどを踏まえたものです。

この財政健全化法に基づき、財政運営・経営の健全性を示すものとして、一般会計等は 4 つ、公営企業会計は 1 つの指標を平成 19 年度決算から公表しております。また、平成 21 年 4 月 1 日から財政健全化法のすべての規定が施行されたことにより、平成 20 年度決算以降にこれらの指標が一定基準以上となった場合には、財政の健全化を図るため以下のような義務が課せられます。

地方公共団体	義 務
早期健全化団体 (自主努力による財政健全化を目指す)	・「財政健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告、住民に公表 等
財政再生団体 (国等の関与による確実な 財 政 再 生 を 目 指 す)	・「財政再生計画」の策定・公表 ・地方債の起債制限 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等
公営企業	義 務
経営健全化団体 (自主努力による公営企業の 経 営 健 全 化 を 目 指 す)	・「経営健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等

(2) 各指標の意味

以下、財政健全化法に定められた指標を概説します。



① 実質赤字比率 【早期健全化基準 11.25～15%】

一般会計等の実質収支額の合計が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。一般会計等の実質収支が黒字であれば、「該当なし」となります。

② 連結実質赤字比率 【早期健全化基準 16.25～20%】

一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の合計実質収支額等が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。①と同じく、黒字であれば「該当なし」となります。

③ 実質公債費比率 【早期健全化基準 25%】

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な年間収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合となるかを指します。この指標が18%以上になると、財政健全化法とは別に、地方財政法の規定により地方債の発行に県知事の許可が必要になります。

④ 将来負担比率 【早期健全化基準 350%】

一般会計等が将来担うことになる負担の推計額が標準的な年間収入の何倍にあたるかを指します。

		早期健全化段階	再生段階
実質赤字比率	健全財政	11.25～15%※	20%
連結実質赤字比率		16.25～20%※	30%
実質公債費比率		25%	35%
将来負担比率		350%	—

早期健全化団体

財政再生団体

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により変動する

⑤ 資金不足比率 【経営健全化基準 20%】

公営企業の資金不足額（基本として流動負債の額から流動資産の額を控除した額のこと。）が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを表します。

参考：総務省 地方公共団体財政健全化法資料

(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)